

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年7月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年11月5日 11時35分ごろ
発生場所	北海道 <sup>はまなか</sup> 浜中町 <sup>もちりつぶ</sup> 散布埼南西方沖 厚岸 <sup>あつしん</sup> 灯台から真方位067° 6.6海里付近 (概位 北緯42° 59.4′ 東経145° 00.2′)
インシデントの概要	漁船 <sup>ゆたか</sup> 豊丸は、東進中、定置網のロープが推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年11月14日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 豊丸、2.26トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-98996（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、散布埼南西方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）と本件定置網北方の陸岸の間の水路（以下「本件水路」という。）を航行する目的で、船長が舵棒を持って操舵を行い、約4～5ノットの対地速力で東進中、本件定置網のロープが推進器に絡まって機関が停止し、運航不能となった。</p> <p>本船は、来援した僚船により浜中町散布漁港（藻<sup>も</sup>散布<sup>もちりつぶ</sup>地区）にえい航された。</p> <p>本船の推進器には長さ約2mのロープが絡まっていた。</p> <p>船長は、本件水路の可航幅が約70～80mあったが、ふだん、陸岸に寄り過ぎないようにする目的で本件定置網北西端のボンデンから数m離して本件水路を航行しており、本インシデント時も同ボンデンから数m離して航行していた。</p> <p>本船の推進器に絡まったロープは、本件定置網に連結されたロープの一端が切れて本件水路に浮遊していたものであったことが、本インシデント後に分かった。</p>
分析	本船は、本件水路を東進中、一端が切れて浮遊していた本件定置網のロープが推進器に絡まったことから、機関が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、本件水路を東進中、一端が切れて浮遊していた本件定置網のロープが推進器に絡まったため、機関が停止し

	たことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定置網にはできる限り接近しないこと。</li><li>・ 定置網管理者は、定置網のロープ等が切断して浮遊しないよう維持管理に努めること。</li></ul>